

知多市パートナーシップ宣誓制度に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、知多市男女共同参画行動計画の趣旨に基づき、パートナーシップに係る宣誓の制度を設けることにより、様々な事情により婚姻制度を利用することができない方々の生きづらさや困難さの解消を図り、もってお互いの人権を尊重しながら共生することを助け、多様性が受け入れられる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところとする。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において対等な立場で継続的に責任をもって協力すると約束した二者の関係をいう。
- (2) 宣誓 2人の者が市長に対してパートナーシップの関係にあることを誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる要件は、パートナーシップにある二者が次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 知多市（以下「市」という。）に住所を有していること、又は一方が市に住所を有し、他方が宣誓をしようとする日から起算して3月以内に市内への転入を予定していること。
- (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと。
- (4) 他の者と宣誓をしていないこと。
- (5) 民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができない者の関係にないこと。

(宣誓)

第4条 宣誓をしようとする者は、共に市職員の面前において自ら記入した知多市

パートナーシップ宣誓書兼確認書（第1号様式。以下「宣誓書」という。）を市長に提出するものとする。この場合において、当該宣誓をしようとする者が宣誓書を自ら記入することができないと市長が認めるときは、他の者が当該宣誓をしようとする者の立会いの下で宣誓書を代筆することができる。

2 宣誓書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（いずれも宣誓の日前3月以内に発行されたものに限る。）

(2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類（宣誓の日前3月以内に発行されたものに限る。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 住所要件を確認するための住民登録情報について、市が職権で取得することに本人が宣誓書において同意した場合には、前項第1号に掲げる書類の添付を省略することができる。

4 宣誓をしようとする者のうち市外に在住する者であって市内への転入を予定しているものは、その事実が確認できる書類を宣誓書に添付することにより第2項第1号に掲げる書類の添付に代えることができる。この場合において、当該者は、市内への転入後速やかに同号に掲げる書類を提出しなければならない。

5 市長は、宣誓をしようとする者が本人であることを確認するため、当該宣誓をしようとする者に次の各号のいずれかの書類の提示を求めるものとする。

(1) マイナンバーカード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可書又は登録証明書等であって、宣誓をしようとする者本人の顔写真が貼付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

（通称の使用）

第5条 宣誓をしようとする者は、宣誓において、戸籍上の氏名（外国人にあっては、これに準ずるもの。以下「本名」という。）に代えて、本名以外の呼称であって本名に代わるものとして広く通用しているもの（以下「通称」という。）を

使用することができる。

- 2 前項の規定による通称の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称を使用していることが確認できる書類を、前条第1項の規定による宣誓をするときに提示しなければならない。

(宣誓証明書等の交付)

第6条 市長は、第4条第1項の規定による宣誓がされた場合において、当該宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）が第3条各号に掲げる要件のいずれにも該当する者であると認めるときは、当該宣誓者に対し、知多市パートナーシップ宣誓証明書（第2号様式）及び知多市パートナーシップ宣誓証明カード（第3号様式。以下「宣誓証明書等」という。）を交付するものとする。

- 2 市長は、前条第1項の規定による通称が使用されたときは、本名のほか、当該通称を宣誓証明書等に記載するものとする。

(宣誓証明書等の再交付)

第7条 前条第1項の規定による交付を受けた宣誓者が、紛失、毀損、汚損等の事情により宣誓証明書等の再交付を受けようとするときは、知多市パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書（第4号様式。以下「再交付申請書」という。）を市長に提出するものとする。この場合において、毀損又は汚損により再交付を受けるときは、再交付申請書に宣誓証明書等を添付しなければならない。

- 2 第4条第5項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第5項中「宣誓をしようとする者」とあるのは、「宣誓証明書等の再交付を受けようとする者」と読み替えるものとする。

- 3 市長は、再交付申請書を受理したときは、その申請の内容を審査し、適当と認めるときは、宣誓証明書等を再交付するものとする。

- 4 紛失により前項の規定による再交付を受けた宣誓者が、紛失した宣誓証明書等を発見したときは、速やかに当該宣誓証明書等を市長に返還しなければならない。

(宣誓事項の変更)

第8条 宣誓者は、本名若しくは通称又は住所に変更が生じたときは、知多市パートナーシップ宣誓事項変更届（第5号様式。以下「変更届」という。）を市長に提出しなければならない。

2 変更届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、宣誓証明書等の紛失その他やむを得ない理由がある場合は、当該宣誓証明書等の添付を要しない。

(1) 宣誓証明書等

(2) 本名又は通称に変更を生じた場合にあっては、当該変更が生じた者の戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）又は日常生活において変更後の通称を使用していることが確認できる書類

(3) 住所に変更が生じた場合にあっては、当該変更が生じた者の転入後又は転居後の住民票の写し又は住民票記載事項証明書（いずれも前項の規定による提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）

3 第4条第5項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第5項中「宣誓をしようとする者」とあるのは、「変更届を提出しようとする者」と読み替えるものとする。

4 市長は、変更届（住所の変更に係るものを除く。）を受理したときは、その申請の内容を審査し、適当と認めるときは、変更後の宣誓証明書等を交付するものとする。

（宣誓の失効）

第9条 宣誓者が、次の各号のいずれかに該当したときは、当該宣誓者に係る宣誓は、その効力を失うものとする。

(1) 宣誓者の双方の意思によりパートナーシップの関係を解消したとき。

(2) 宣誓者の一方が死亡したとき。

(3) 第3条第2号から第5号までに掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 前項の規定により宣誓が効力を失ったときは、当該宣誓をしていた者は、知多市パートナーシップ宣誓証明書等返還届（第6号様式）に宣誓証明書等を添付して市長に提出しなければならない。ただし、宣誓証明書等の紛失その他やむを得ない理由がある場合は、当該宣誓証明書等の添付を要しない。

3 市長は、宣誓者が提出書類への虚偽の事項の記載その他不正な方法により宣誓

証明書等の交付を受けたこと又は宣誓証明書等を不正に使用したことが判明したときは、当該宣誓の効力を失わせるとともに、当該宣誓者に宣誓証明書等の返還を求めるものとする。

(宣誓証明書の交付番号の公表)

第10条 市長は、前条の場合において、必要があると認めるときは、当該宣誓証明書の交付番号を公表することができる。

(宣誓書の保存)

第11条 市長は、宣誓書を受領後永年保存するものとする。ただし、第9条第1項又は、第3項の規定により効力を失った宣誓に係る宣誓書にあっては、当該宣誓が効力を失った日から5年間保存するものとする。

(広報啓発活動)

第12条 市長は、市民及び事業者に対し、宣誓の制度の趣旨が適切に理解され、宣誓者に対して公平かつ適切な対応が行われるよう、広報啓発活動に努めるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

知多市パートナーシップ宣誓書兼確認書

年 月 日

知多市長 様

私たちは、知多市パートナーシップ宣誓制度に関する要綱に基づき、お互いを人生のパートナーとして暮らしていくことを宣誓し、署名します。

宣 誓 者		
(ふりがな)		
氏 名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
(ふりがな)		
通 称 <small>※通称名で宣誓する人のみ</small>		
住 所 <small>※住民登録しているところ</small>		
連絡先		
代 筆 者		
署 名		
住 所		

なお、宣誓に当たり、次に掲げる事項を確認しました。

第3条	確 認 事 項	チェック
第1号	2人とも成年に達している。	<input type="checkbox"/>
第2号	2人が市内に住所を有している又は、一方が市内に住所を有し、他方が3か月以内に市内への転入を予定している。 転入予定日： 年 月 日	<input type="checkbox"/>
第3号	2人に配偶者がいない。	<input type="checkbox"/>
第4号	2人が他の者と宣誓をしていない。	<input type="checkbox"/>
第5号	2人が民法の規定により婚姻できない関係（近親者）ではない。	<input type="checkbox"/>
第4条	住民登録情報の取得	
第3項	住所要件を確認するため、市が職権で住民基本台帳の確認をすることに同意する。	<input type="checkbox"/>
第10条	宣誓証明書の交付番号の公表	
第1項	市長が必要があると認めるときは、当該宣誓証明書の交付番号を公表することに同意する。	<input type="checkbox"/>

知多市パートナーシップ宣誓証明書

様 様

年 月 日生

年 月 日生

宣誓日 年 月 日

上記兩名は、「知多市パートナーシップ宣誓制度に関する要綱」に基づき、
パートナーシップの関係であることを証明します。

【特記事項】

（通称使用時は本名を記載）

年 月 日

知多市長

印

注意事項

- 1 この証明書は、「知多市パートナーシップ宣誓制度に関する要綱」の目的に従って利用すること。
- 2 次に該当する場合は届け出ること。
 - (1) 住所、本名又は通称に変更があったとき。
 - (2) パートナーシップを解消したとき。
 - (3) 宣誓者のいずれかが死亡したとき。
 - (4) 宣誓者のいずれかが市外に転出したとき。
 - (5) 宣誓の要件に該当しなくなったとき。
- 3 上記(1)～(5)に該当する場合は、宣誓証明書及び宣誓証明カードを返還すること。

証明書の提示を受けられた方へ

知多市では、人が性別などに関わらずそれぞれの個性を活かし、多様な生き方、働き方ができる社会の実現を目指しています。

この証明書は、お互いを人生のパートナーとして、協力し合うことを約束した二人が宣誓されたことを知多市が証するものです。知多市は、市民や事業者の方にパートナーシップに関する理解が広がり、宣誓者が抱える困難が解消されるよう取り組んでいます。

婚姻のような法律上の効果が生じるものではありませんが、証明の提示を受けられた方は、この内容を十分に御理解いただきますようお願いいたします。

第3号様式（第6条関係）

（表面）

第 号	
知多市パートナーシップ宣誓証明カード	
知多市パートナーシップ宣誓制度に関する要綱に基づき、パートナーシップの関係であることを証明します。	
様 様	
年 月 日生	年 月 日生
<u>宣誓日 年 月 日</u>	
年 月 日	
知多市長 印	

（裏面）

<p style="text-align: center;">《証明カードの提示を受けられた方へ》</p> <p>知多市では、人が性別などに関わらずそれぞれの個性を活かし、多様な生き方、働き方ができる社会の実現を目指しています。</p> <p>この証明書は、お互いを人生のパートナーとして、協力し合うことを約束した二人が宣誓されたことを知多市が証するものです。知多市は、市民や事業者の方にパートナーシップに関する理解が広がり、宣誓者が抱える困難が解消されるよう取り組んでいます。</p> <p>婚姻のような法律上の効果が生じるものではありませんが、証明の提示を受けられた方は、この内容を十分に御理解いただきますようお願いいたします。</p>
<p>【特記事項】</p>

第4号様式（第7条関係）

知多市パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書

年 月 日

知多市長 様

年 月 日付で交付された知多市パートナーシップ宣誓証明書等の再交付について、知多市パートナーシップ宣誓制度に関する要綱第7条の規定により申請します。

(申請者)

(ふりがな)		
本名又は通称		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所	〒	〒
連絡先		

(再交付を希望する証明の種類)

- 知多市パートナーシップ宣誓証明書
 知多市パートナーシップ宣誓証明カード (1枚 2枚)

(再交付を希望する理由)

- 紛失 毀損 汚損
 その他 ()

第6号様式（第9条関係）

知多市パートナーシップ宣誓証明書等返還届

年 月 日

知多市長 様

年 月 日付で交付された知多市パートナーシップ宣誓証明書等について、
知多市パートナーシップ宣誓制度に関する要綱第9条の規定により、返還します。

（届出者）

（ふりがな）		
本名又は通称		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所		
連 絡 先		
証明書番号	第 号	
返還理由	<input type="checkbox"/> パートナーシップを解消した。 <input type="checkbox"/> 宣誓者のいずれかが死亡した。 <input type="checkbox"/> 宣誓者のいずれかが市外に転出した。 <input type="checkbox"/> 要綱第3条第3、5号に掲げる要件に該当しなくなった。 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

事務処理欄		
回収	<input type="checkbox"/> パートナーシップ 宣誓証明書 <input type="checkbox"/> パートナーシップ 宣誓証明カード	<input type="checkbox"/> パートナーシップ 宣誓証明書 <input type="checkbox"/> パートナーシップ 宣誓証明カード